

居宅介護支援事業重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結するにあたって、知つておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「伊丹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月28日条例第10号)」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したもので

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 K・ミュージック
代表者氏名	[REDACTED]
本社所在地 (連絡先)	[REDACTED] [REDACTED]

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ライフケア・ハーモニー
介護保険指定事業者番号	2873304063
事業所所在地	兵庫県伊丹市西野5丁目1の4
相談担当者名・連絡先	[REDACTED] [REDACTED]
事業所の通常の 事業実施地域	伊丹市、宝塚市、西宮市

(2) 事業の目的

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護者の相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況やおかかれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を行います。
運営方針	① 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとします。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。

	④ 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝日、8/12～16、12/29～1/4 を除く）
営業時間	午前9：00～午後6：00

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	[REDACTED]
---------	------------

職種	職務内容	人員数
管理者・介護支援専門員	居宅介護支援業務	常勤2名
介護支援専門員	居宅介護支援業務	非常勤0名

※ケアマネジャー1人当たりの担当利用者数は45名未満とする。

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内 容	提 供 方 法	介護保険 適用有無	1ヶ月あたり の利用料	利用者負担額 (介護保険適用の 場合)
① 居宅サービス計画の作成				
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。

介護区分左の①～⑦の内容は、居宅介護一連業務として、介護保険の対象となるものです。

下表のとおり

介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。
(全額介護保険により負担されます。)

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
(I) 介護支援専門員一人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,946円	居宅介護支援費Ⅰ 15,521円
〃 45人以上60人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ 5,984円	居宅介護支援費Ⅱ 7,744円
〃 60人以上の場合	居宅介護支援費Ⅲ 3,586円	居宅介護支援費 4,642円

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
(II) 介護支援専門員一人当たりの利用者の数 50人未満の場合	居宅介護支援費 I 11,946 円	居宅介護支援費 I 15,521 円
" 50人以上 60人未満の場合	居宅介護支援費 II 5,797 円	居宅介護支援費 II 7,513 円
" 60人以上の場合	居宅介護支援費 III 3,476 円	居宅介護支援費 4,510 円

※(II)は、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合、当事業所 の介護支援専門員が行う基準第 13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資すると認められた場合に算定します。

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には算定しません。居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に 面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明 同意交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会 議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合
- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため 1 月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ (I)にて算定する場合において、45 件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に、居宅介護支援費 ii を算定し、60 件目以上は iii を算定します。

※ (II)にて算定する場合において、50 件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50 件目以上になった場合に、居宅介護支援費 ii を算定し、60 件目以上は iii を算定します。

※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,200円を減額することとなります。

	加算	加算額	算定回数等
介護度による区分なし	初回加算	3,300円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた時および要介護状態区分が2区分以上変更された時に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（I）	2,750円	利用者が病院・診療所に入院後3日以内に病院・診療所の職員に対し必要な情報提供を行った場合。提供の方法は問わない。
	入院時情報連携加算（II）	2,200円	利用者が病院・診療所に入院後4日以上7日以内に病院・診療所の職員に対し、必要な情報提供を行った場合。提供方法は問わない。
	退院・退所加算（I）イ	4,950円	退院又は退所に当たって、当該病院・施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。カンファレンス以外の方法により情報提供を1回受ける。初回加算を算定の場合は算定しない。（期間中1回まで）
	退院・退所加算（I）ロ	6,600円	カンファレンスにより情報提供を1回受ける。
	退院・退所加算（II）イ	6,600円	カンファレンス以外の方法で情報提供を2回以上受ける。
	退院・退所加算（II）ロ	8,250円	情報提供を2回受け、うち1回はカンファレンスにより受ける。
	退院・退所加算（III）	9,900円	情報提供を3回以上受け、うち1回はカンファレンスにより受ける。
	通院時情報連携加算	550円	利用者が病院・診療所において医師の診察を受ける時にケアマネジャーが同席し、当該利用者の心身状況や生活環境等の情報提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けたうえでケアプランに記録した場合。（月1回まで）
	緊急時等 居宅カンファレンス加算	2,200円	利用者の状態の急変等に伴い、病院等の医師の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。（月2回まで）
	ターミナル マネジメント加算	4,400円	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、居宅を訪問して利用者の

			心身状況等を記録し、主治医およびケアプランに位置付けたサービス事業者に提供した場合。24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合。
--	--	--	--

※初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。

※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 退院・退所加算は、病院 介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。

※ ターミナルケアマネジメント加算は、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。

※ 地域区分別の単価を含んでいます。

4 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも月1回

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求
----------------	---

	<p>いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を沿えて利用のあった月の翌月 15 日までに利用者あてお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
②利用料その他の費用の支払い	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

7 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

8 居宅サービス事業者の選定にあたって

- (1) 指定居宅介護支援の提供開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- (2) 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由について、説明を求めるすることができます。
- (3) 前 6 ヶ月に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合は、別紙の通りです。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
-------------------------	---

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を整え、苦情処理にあたります。

虐待防止に関する責任者：山口 恵子

11 緊急時・事故発生時の対応

- (1) サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医に連絡するとともに、あらかじめ指定されている連絡先にも連絡します。

(3) 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、ご利用者の所在する市町村、ご利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
(4) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 「ひょうご福祉サービス 総合補償制度 居宅サービス事業者 賠償補償制度」
保険の種類 賠償責任保険

家族等緊急時連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	

1 2 身分証携行義務

介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了した日から5年間保存します。

契約終了した日とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

1 4 介護支援業務に関する相談、苦情について

- (1) 居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
- (2) 提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 提供した居宅介護支援にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

【事業者の窓口】 ライフケア・ハーモニー 居宅介護支援事業所 (介護保険事業所番号) 2873304063	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間 担当者	兵庫県伊丹市西野5丁目1の4 [REDACTED] [REDACTED] 月～金(祝日を除く)午前9時～午後6時 [REDACTED]
【市町村の窓口】 伊丹市役所 健康福祉部 地域福祉室 法人監査課	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1 4F 072-744-2206 072-780-3531 月～金(祝日を除く)午前9時～午後5時30分
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 センター・プラザ16階 078-332-5617 078-332-5650 月～金(祝日を除く)午前8時45分～午後5時15分

15 第三者評価の実施状況について

実施なし

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、介護保険法の規程に基づき、利用者に説明を行いました。

事	所在 地	兵庫県伊丹市西野5丁目1の4
業	法 人 名	合同会社 K・ミュージック
者	代表者名	[REDACTED]
	事業所名	ライフケア・ハーモニー
	説明者氏名	[REDACTED]

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

家族	住 所	
	氏 名	

(別 紙 1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めるることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。（居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。）
- イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をしています。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。